

石川県公報

平成 24 年 3 月 26 日 (月曜日)

号 外

(第 11 号)

目 次

条 例		
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (総務課)	1	石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課) 25
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	2	石川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室) 26
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	4	石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (水道企業課) 27
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (同)	4	石川県道路占用料条例の一部を改正する条例 (道路整備課) 28
農林総合研究センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例 (行政経営課)	5	石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (港湾課) 30
石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (同)	6	金沢西部地区における土地区画整理事業の完了に伴う関係条例の整備に関する条例 (都市計画課) 31
石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	7	石川県県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 32
石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例等の一部を改正する条例 (同)	10	石川県建築基準条例の一部を改正する条例 (同) 33
石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課)	12	石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (警察本部) 33
石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (地方課)	15	石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (同) 34
石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県民交流課)	16	石川県警察の警察署協議会条例の一部を改正する条例 (同) 37
石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (長寿社会課)	19	石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局) 37
障害者自立支援法等の障害者関係法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 (障害保健福祉課)	19	石川県立図書館協議会に関する条例の一部を改正する条例 (同) 38
石川県障害者支援施設等条例 (同)	21	
石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	23	

条 例

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県ふぐの処理等の規制に関する条例の一部改正)

第一条 石川県ふぐの処理等の規制に関する条例 (平成十八年石川県条例第三十三号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号及び第十九条第一項第三号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である

場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名」を加える。

第二十条第二項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正)

第二条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

(いしかわ景観総合条例の一部改正)

第三条 いしかわ景観総合条例(平成二十年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第四号中「住所」の下に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第八十一条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の五項を加える。

(東日本大震災に対処するための遭難救助等作業手当の特例)

3 警察職員が、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、次項から附則第六項までに規定するところにより、第十二条第一項に規定する遭難救助等作業に従事する職員の特殊勤務手当(以下「遭難救助等作業手当」という。)を支給する。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定による原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十二条第一項の規定により警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における

- 当該区域と同一の区域のうち知事が定めるものにおいて行う作業(前号に掲げるものを除く。)
- 三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が定めるものにおいて行う作業(前二号に掲げるものを除く。)
- 四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業(前三号に掲げるものを除く。)
- 4 遭難救助等作業手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号の作業のうち次号に掲げるもの以外のも 二万円(心身に著しい負担を与える
と知事が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額)
- 二 前項第一号の作業のうち知事が定める施設内において行うもの 五千円
- 三 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 一万円(心身に著しい負担を与えると知事
が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)
- 四 前項第二号の作業のうち屋内において行うもの 二千元
- 五 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 五千元
- 六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 千円
- 七 前項第四号の作業 二千五百円
- 5 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る遭難救助等作業手当の額が同額のとぎにあつては当該遭難救助等作業手当のいずれか一の遭難救助等作業手当、当該二以上の作業に係る遭難救助等作業手当の額が異なるときにあつては当該遭難救助等作業手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その遭難救助等作業手当のいずれか一の遭難救助等作業手当)以外の遭難救助等作業手当は支給しない。
- 6 附則第四項第三号、第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る遭難救助等作業手当の額は、前二項の規定により支給されるべき遭難救助等作業手当の額に百分の六十を乗じて得た額とする。
- 7 警察職員が東日本大震災に対処するため第十三条第一項第一号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合における同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは、「千六百八十円」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第三項から第七項まで及び次項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)附則第七項の規定を適

用する場合においては、同項の規定による読替え前の新条例第十二条第二項第一号の規定により支給された手当は、新条例附則第七項の規定による読替え後の新条例第十二条第二項第一号の規定により支給されるべき手当の内払とみなす。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年石川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第二項、第三条第二項及び第四条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「には」の下に「平成二十六年三月三十一日までの間」を加え、「の規定により給与が減ざられて支給される職員にあつては」を「に規定する特定職員（以下「特定職員」という。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となつた日）以後」に改め、同条に次の二項を加える。

（給料の切替えに伴う経過措置の廃止に伴う経過措置）

4 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「額」とあるのは、「額）から当該差額に相当する額に二分の一を乗じて得た

額(その額が一万円を超える場合にあつては、一万円とする。)を減じた額」とする。

- 5 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「額」とあるのは、「額)が一万円を超える場合に限り、その超える額」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

農林総合研究センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

農林総合研究センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項及び第四条第一項中「家畜保健衛生所又は畜産総合センター」を「農林総合研究センター又は家畜保健衛生所」に改める。

第六条の五第一項第一号中「農業総合研究センター、家畜保健衛生所、畜産総合センター、林業試験場」を「農林総合研究センター、家畜保健衛生所」に改め、同項第四号中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改め、同条第三項中「次に」を「農林総合研究センターに勤務する職員が次に」に改め、同項第一号中「農業総合研究センターに勤務する職員の」を削り、同項第二号中「畜産総合センターに勤務する職員の」を削る。

第九条の二第一項第一号中「畜産総合センター、林業試験場」を「農林総合研究センター」に改め、同項第二号中「林業試験場」を「農林総合研究センター」に改める。

(知事の権限に属する行政機関設置条例の一部改正)

第二条 知事の権限に属する行政機関設置条例(昭和三十五年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表石川県農業総合研究センターの項及び同条第五項中「石川県農業総合研究センター」を「石川県農林総合研究センター」に改める。

(石川県手数料条例の一部改正)

第三条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表八十七の二の項中「石川県林業試験場」を「石川県農林総合研究センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項中「各市」の下に「（金沢市を除く。）」を加え、同表十七の項中「各市町」を「各町」に改め、同表十八の項中「各市町」の下に「（金沢市を除く。）」を加え、同表二十二の項中「各市町」の下に「（イからニまでに掲げる事務にあつては、金沢市を除く。）」を加え、同表二十三の項中「事務」の下に「（法第三条（第五項を除く。）の規定により施行する土地区画整理事業に係るものを除く。）」を加え、「各市町」を「各市（金沢市を除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

三十三の二 土地区画整理法に基づく事務のうち、前項イからホまでに掲げるもの	各町
---------------------------------------	----

第二条の表三十四の項中「各市町」を「各町」に改め、同表三十五の項ロ及びホ中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同項中「各市町」を「各町」に改め、同表三十六の項ハ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同項ム中「付記」を「附記」に改め、同項オからケまでを削り、同項中「及び能美市」を「、能美市及び野々市市」に改め、同表三十七の項中「七尾市」を「金沢市、七尾市」に、「及び能美市」を「、能美市及び野々市市」に改め、同表三十八の項を次のように改める。

三十八 削除	
--------	--

第二条の表四十一の項中「白山市及び能美市」を「白山市、能美市及び野々市市」に改め、同表四十二の項中「及び白山市」を「、白山市及び野々市市」に改め、同表四十五の項中「申請書等」の下に「（加賀市及び能美市については、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。）」を、「各市町」の下に「（金沢市、七尾市、小松市、白山市及び野々市市を除く。）」を加え、同表四十六の項ハ中「第三十一条の二第二項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に改め、同項ニ中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に改め、同項ホ中「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同項ヘ中「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」

に改め、同項中「及び能美市」を「、能美市及び野々市市」に改め、同表四十七の項中「及び能美市」を「、能美市及び野々市市」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>四十七の二 景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。）、いしかわ景観総合条例（平成二十年石川県条例第二十九号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十六条第一項及び第二項の規定による届出の受理</p> <p>ロ 法第十六条第三項の規定による勧告</p> <p>ハ 法第十六条第五項の規定による通知の受理</p> <p>ニ 法第十六条第六項の規定による協議</p> <p>ホ 法第十七条第一項及び第五項の規定による命令</p> <p>ヘ 法第十七条第四項の規定による期間の延長及び通知</p> <p>ト 法第十七条第六項の規定による措置及び公告</p> <p>チ 法第十七条第七項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>リ 条例第二十九条第一項の規定による指導</p> <p>ヌ 条例第二十九条第二項の規定による報告の徴収</p> <p>ル 条例第三十条第一項の規定による意見の聴取</p> <p>ヲ 条例第三十条第二項の規定による公表</p> <p>ワ 条例第三十条第三項の規定による意見を述べる機会等の付与</p> <p>カ 条例第三十一条の規定による意見の聴取</p> <p>ヨ イからカまでに掲げるもののほか法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づき事務であつて、別に規則で定めるもの</p>	<p>野々市市</p>
---	-------------

第二条の表四十八の項中「平成十六年法律第百十号。」を削り、「景観行政団体」の下に「及び野々市市」を加え、同表四十九の項中「（平成二十年石川県条例第二十九号）」を削り、同表五十の項中「及び白山市」を「、白山市及び野々市市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（石川県都市計画法施行条例の一部改正）

2 石川県都市計画法施行条例（平成十五年石川県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表中「金沢市」の下に「及び野々市市」を加える。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表二十六の項4中「対する審査」の下に「(4及び5において「建築物の計画に関する構造計算適合性審査」という。)」を加え、同項4イ(1)中「千平方メートル」を「二百平方メートル」に、「十六万三千元」を「十二万三千元」に改め、同項4イ中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十四万三千元
- (3) 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十六万三千元

別表二十六の項4ロ(1)中「千平方メートル」を「二百平方メートル」に、「十二万三千元」を「九万三千元」に改め、同項4ロ中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十一万三千元
- (3) 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十二万三千元

別表二十六の項5中「対する判定」の下に「(4及び5において「建築物の計画に関する構造計算適合性判定」という。)」を加え、同項5イ(1)中「千平方メートル」を「二百平方メートル」に、「十六万三千元」を「十二万三千元」に改め、同項5イ中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十四万三千元
- (3) 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十六万三千元

別表二十六の項5ロ(1)中「千平方メートル」を「二百平方メートル」に、「十二万三千元」を「九万三千元」に改め、同項5ロ中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 当該構造計算の対象となる床面積が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 十一万三千元
- (3) 当該構造計算の対象となる床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十二万三千元

別表二十六の項中

手数料の金額は、構造計算ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。

を

(一) 手数料の金額は、構造計算ごとのその対象となる床面積に応じた金額の欄に掲げる金額の合計金額とする。
(二) 建築物の計画に関する構造計算適合性審査又は建築物の計画に関する構造計算適合性判定を受けた建築物の一部を変更して建築物を建築する場合においては、構造計算の対象となる床面積は、当該構造計算の対象となる床面積の十分の一として算定する。

に改め、同表八十

三の項7中「当該有効期間内に実務経験を有しない者に対するものに限る」を「8において「更新研修」という」に、

一万八千円

を

イ 介護支援専門員証の有効期間内に、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する研修 一万八千円
ロ 介護支援専門員証の有効期間内に、介護支援専門員として実務に従事している者又は実務に従事した経験を有する者に対する研修（8イに規定する研修と同等の研修に限る。） 七千円
ハ 介護支援専門員証の有効期間内に、介護支援専門員として実務に従事している者又は実務に従事した経験を有する者に対する研修（8ロに規定する研修と同等の研修に限る。） 七千円

に改め、

同項中10及び11を削り、9を12とし、8を11とし、7の次に次のように加える。

<p>8 法第六十九条の八第二項ただし書に規定する更新研修に相当するものとして知事が指定する研修の実施</p>	<p>介護支援専門員 証有効期間更新 研修相当研修手 数料</p>	<p>イ 介護支援専門員として実務に従事した期間が一年以上三年未満のものに対する研修 七千円 ロ 介護支援専門員として実務に従事した期間が三年以上のものに対する研修 七千円</p>	
<p>9 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修の実施</p>	<p>主任介護支援専門員研修手数料</p>	<p>一万六千円</p>	
<p>10 介護支援専門員として実務に従事している者であつて、その期間が一年未満のものに対する基礎研修の実施</p>	<p>介護支援専門員 実務従事者基礎 研修手数料</p>	<p>七千円</p>	

別表八十七の項5中「一万千三百七十円」を「一万六千九百八十円」に改め、同項6を削り、同項7中「九百四十円」を「千四十円」に改め、同項中7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、同項11中「木材及び塗装加工」を「木材加工」に、「木材及び塗装加工手数料」を「木材加工手数料」に、「二千六百三十円」を「二千五十円」に改め、同項中11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、同表八十八の項イを次のように改める。

イ 複写機による複写

- (1) カラー複写 一枚につき 五十円
- (2) (1)以外 一枚につき 十円

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例等の一部を改正する条例

(石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

一 石川県介護基盤施設等緊急整備臨時特例基金条例（平成二十一年石川県条例第四十三号）附則第二項

二 石川県子宮頸がん予防ワクチン等接種緊急促進臨時特例基金条例（平成二十三年石川県条例第十二号）附則第二項

三 石川県妊婦健康診査支援基金条例（平成二十一年石川県条例第四号）附則第二項

四 石川県地球温暖化対策等推進基金条例（平成二十一年石川県条例第四十六号）附則第二項（石川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例及び石川県障害者自立支援対策等臨時特例基金条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「平成二十四年七月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

一 石川県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年石川県条例第四十二号）附則第二項

二 石川県障害者自立支援対策等臨時特例基金条例（平成十九年石川県条例第二十一号）附則第二項

（石川県社会福祉施設耐震改修等促進臨時特例基金条例の一部改正）

第三条 石川県社会福祉施設耐震改修等促進臨時特例基金条例（平成二十二年石川県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日までに行われる」を「平成二十五年三月三十一日までに着手される」に改める。

（石川県ふるさと雇用再生特別基金条例の一部改正）

第四条 石川県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成二十一年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

（石川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正）

第五条 石川県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年石川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

（石川県森林整備・林業活性化基金条例及び石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例の一部改正）

第六条 次に掲げる条例の規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

一 石川県森林整備・林業活性化基金条例（平成二十一年石川県条例第三十七号）附則第二項

二 石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例(平成二十一年石川県条例第五十号)附則第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二を削る。

第四十一条の二の見出しを「(寄附金税額控除の対象となる寄附金)」に改め、同条中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の二」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

第六十三条の二中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第六十五条中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第二項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改める。

第七十八条の五第五項中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の五第一項」に改める。

第七十八条の六第五項中「第七十八条の七第一項」を「第七十八条の六第一項」に改める。

第八十四条中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第二百二十二条第四項を削る。

第四百四十一条第三項を削り、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「第一項第三号及び第四号」を「第一項第二号から第四号まで」に改め、「(賦課期日後において当該賦課期日の属する年度の末日までに減免事由に該当することとなつたものについては、その該当することとなつた日から六十日を経過する日と当該納期限とのいずれか遅い日)」及び「(当該税額の納付後において当該納付の日の属する年度の末日までに減免事由に該当することとなつたものについては、その該当することとなつた日から六十日以内)」を削り、同項後段を削り、同条中同項を第三項とし、同項の次に次の三項を加える。

4 第一項第三号に掲げる自動車についての前項の規定の適用については、同項中「納期限」とあるのは「納期限(賦課期日後において減免事由に該当することとなつた場合にあつては、当該賦

課期日の属する年度の二月末日)」と、「納付することとされている際」とあるのは「納付することとされている際（納付後において減免事由に該当することとなつた場合にあつては、当該納付日の属する年度の二月末日まで）」とする。

5 第一項第三号に掲げる自動車に係る自動車税の減免の額については、第三項（前項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する申請書等の提出があつた月の翌月から月割をもつて計算した額とする。

6 第一項第三号ロに掲げる自動車（十八歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する自動車に限る。）に係る自動車税の減免を受けた場合において当該身体障害者が十八歳に達したときは、当該身体障害者が十八歳に達した日の属する年度の末日の翌日以後最初に到来する当該自動車の道路運送車両法第六十一条第一項に規定する自動車検査証の有効期間が満了する日までの間に限り、当該身体障害者を十八歳未満のものとし、同号ロの規定を適用する。

附則第二条の四を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第十条の五を次のように改める。

第十条の五 削除

附則第十一条第二項中「、第七十八条の二第一項又は附則第十一条の三第一項若しくは第三項」を「又は第七十八条の二第一項」に改める。

附則第十一条の二から第十一条の四までを次のように改める。

第十一条の二から第十一条の四まで 削除

附則第十一条の五中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十九条中「関する事務」の下に「（規則で定めるものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（個人の県民税等の賦課徴収に関する所管区域等の特例）

第十九条の二 当分の間、個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課徴収（軽油引取税については、特別徴収義務者に係る賦課徴収を除く。）に関する事務（規則で定めるものを除く。）については、知事の権限に属する行政機関設置条例第二条及び石川県総合事務所設置条例第二条に規定する行政機関及び県総合事務所の名称、位置及び所管区域にかかわらず、当該賦課徴収事務を行う機関の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
石川県金沢県税事務所	金 沢 市	能美郡、河北郡、加賀市、小松市、能美市、白山市、野々市市、金沢市及びかほく市

石川県中能登総合事務所

七尾市

羽咋郡、鹿島郡、鳳珠郡、羽咋市、七尾市、輪島市及び
珠洲市

附則第二十条の見出し中「県民税」を「いしかわ森林環境税に係る県民税」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災に係る県民税の均等割の税率の特例)

第二十条の二 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう)からの復興を図ることを目的として緊急に県が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成二十六年度から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第四十五条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

- 2 前項の規定が適用される場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額(次条第一項の規定による加算がある場合には、その加算して得た額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条の二、第七十八条の五及び第七十八条の六の改正規定並びに附則第二条の四、第十條の五、第十一条、第十一条の二から第十一条の四まで及び第二十條の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定 公布の日
- 二 第六十三條の二及び第六十五條の改正規定並びに附則第三条の改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十五年一月一日
- 三 第八十四條及び附則第十一条の五の改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十五年四月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の第四十一条の二の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における同条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、改正後の第四十一条の二に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同条の規定を適用する。
- 4 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(改正前の第四十九條の二に規定す

る退職手当等をいう。)に係る改正前の附則第三条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

5 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 改正後の第百四十一条第三項から第六項までの規定は、この条例の施行の日以後に行う自動車税の減免の申請について適用し、同日前行った自動車税の減免の申請については、なお従前の例による。

石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 石川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年石川県条例第十四号)第五条第一項の規定による加入の承認、同条例第九条第一項の規定による年金の支給、同条例第十五条の二第一項の規定による脱退一時金の支給又は同条例第十九条第三項若しくは第四項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三条の規定による登録又は同法第九条第一項の規定による変更の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の規定による登録又は同法第三十二条の七第一項の規定による変更の届出に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

石川県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法第十条第一項の規定による設立の認証の申請は、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第二条の二を次のように改める。

(縦覧期間中の補正)

第二条の二 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び第二十四条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第十条第三項本文の規定による補正は、規則で定める様式による補正書を知事に提出して行うものとする。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(社員総会の議事録)

第二条の三 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(特定非営利活動促進法施行規則(平成二十三年内閣府令第五十五号)第二条に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があつたものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第三条を次のように改める。

(定款変更の認証の申請)

第三条 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証の申請は、規則で定める様式による申

請書を知事に提出して行うものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(定款変更の届出)

第三条の二 法第二十五条第六項(法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出は、規則で定める様式による届出書を知事に提出して行うものとする。

第四条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条(法第五十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同条第二項中「第二十九条第二項の規定による閲覧」を「第三十条の規定による事業報告書等の閲覧及び謄写並びに法第五十六条の規定による役員報酬規程等の閲覧及び謄写」に改める。

第五条から第七条までを次のように改める。

(解散の認定の申請)

第五条 法第三十一条第二項の規定による解散の認定の申請は、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

(残余財産譲渡の認証の申請)

第六条 法第三十二条第二項の規定による残余財産の譲渡の認証の申請は、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

(合併の認証の申請)

第七条 法第三十四条第三項の規定による合併の認証の申請は、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、第二条第二項各号に掲げる畫面を添付しなければならない。

第八条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削る。

第九条を次のように改める。

(認定又は仮認定の申請)

第九条 法第四十四条第一項の規定による認定又は法第五十八条第一項の規定による仮認定の申請は、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

第九条の次に次の四条を加える。

(認定の有効期間の更新申請)

第九条の二 法第五十一条第二項の規定による認定の有効期間の更新の申請は、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

(定款変更の認証に係る書類の提出の特例)

第九条の三 法第五十二条第二項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による同項に規定する書類の提出は、規則で定める様式による提出書を知事に提出して行うものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第九條の四 法第五十五條第一項(法第六十二條において準用する場合を含む。)の規定による同項に規定する書類の提出は、法第五十一條第一項に規定する認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から三月以内に、規則で定める様式による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 法第五十五條第二項(法第六十二條において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による法第五十四條第三項に規定する書類の提出は、同項の規定による書類の作成後遅滞なく、規則で定める様式による提出書を知事に提出して行うものとする。

3 法第五十五條第二項の規定による法第五十四條第四項に規定する書類の提出は、同項の規定による書類の作成後遅滞なく、規則で定める様式による提出書を知事に提出して行うものとする。

(合併の認定の申請)

第九條の五 法第六十三條第一項又は第二項の規定による合併の認定の申請は、第七條第一項の申請書と併せて、規則で定める様式による申請書を知事に提出して行うものとする。

第十條第一項中「特定非営利活動法人は、」を「法第七十五條の規定により読み替えて適用する」に改め、「第十四條」の下に「(法第三十九條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「及び法第三十五條第一項」を「及び第二項、法第三十五條第一項、法第五十四條第一項(法第六十二條(法第六十三條第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。))並びに法第五十四條第二項から第四項まで(これらの規定を法第六十二條において準用する場合を含む。次項において同じ。)」に改め、「規則で定めるところにより、」を削り、「代えて」の下に「行う」を加え、「(民間事業者等情報通信技術利用法第二條第四号の電磁的記録をいう。次項及び第三項において同じ。)の保存を行うことができる」を「の保存は、規則で定める方法により行わなければならない」に改め、同條第二項中「特定非営利活動法人は、」を「法第七十五條の規定により読み替えて適用する」に、「及び法第三十五條第一項」を「法第三十五條第一項及び法第五十四條第二項から第四項まで」に改め、「規則で定めるところにより、」を削り、「代えて」の下に「行う」を加え、「を行うことができる」を「は、規則で定める方法により行わなければならない」に改め、同條第三項中「特定非営利活動法人は、」を「法第七十五條の規定により読み替えて適用する」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第三項、法第四十五條第一項第五号(法第五十一條第五項及び法第六十三條第五項において準用する場合を含む。))並びに法第五十二條第四項及び法第五十四條第五項(これらの規定を法第六十二條において準用する場合を含む。)」に、「規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて」を「書面の閲覧に代えて行う」に、「縦覧等を行うことができる」を「閲覧は、規則で定める方法により行わなければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二條第二項の改正規定は、同年七

月九日から施行する。

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

石川県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 基金は、第七条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項に規定するところにより、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

障害者自立支援法等の障害者関係法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

障害者自立支援法等の障害者関係法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（石川県防犯まちづくり条例の一部改正）

第二条 石川県防犯まちづくり条例（平成十七年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第六条の二第十二項」を「第六条の三第二項」に改める。

（石川県障害者施策推進協議会条例の一部改正）

第三条 石川県障害者施策推進協議会条例（昭和四十八年石川県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第三項」を「第三十六条第三項」に改める。

第八条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

(石川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第四条 石川県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「第九十八条第一項」の下に「(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第四十四条の三において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「法及び障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。附則第二項において「令」という。)」を「障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)及び児童福祉法施行令」に改める。

第二条第一項中「法第九十七条第一項の審査請求」を「障害者自立支援法第九十七条第一項及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の五第一項の審査請求(以下これを「審査請求」という。)」に改め、同条第二項中「法第九十七条第一項の規定により」を削り、同項第二号中「法」を「障害者自立支援法」に改める。

附則第二項中「令」を「障害者自立支援法施行令」に改める。

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第五条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号二中「第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設」に改め、同号ホ中「第七条第六項の規定により指定された国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」を「第六条の二第三項に規定する指定医療機関」に改める。

(いしかわ子ども総合条例の一部改正)

第六条 いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改め、第六十五条第一項中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に、「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条の規定 この条例の公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

石川県障害者支援施設等条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

石川県障害者支援施設等条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定により、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設として、石川県精育園を鳳珠郡穴水町に設置する。

2 地方自治法第二百四十四条第一項の規定により、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設として、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する障害児入所施設として、石川県立錦城学園を加賀市に設置する。

(業務)

第二条 石川県精育園又は石川県立錦城学園(以下これらを「精育園等」という。)は、次に掲げる業務(第五号に掲げる業務にあつては、石川県立錦城学園に限る。)を行う。

- 一 障害者自立支援法第五条第七項に規定する生活介護を行うこと。
- 二 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所を行うこと。
- 三 障害者自立支援法第五条第十一項に規定する施設入所支援を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち規則で定めるものを行うこと。
- 五 児童福祉法第四十二条第一号に規定する支援を行うこと。

(使用料等の納付等)

第三条 精育園等を利用する者(次項において「利用者」という。)は、使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料(以下「使用料」という。)の額は、障害者自立支援法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は児童福祉法第二十四条の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供、居住又は滞在に要する費用等であつて利用者に負担させることが適当であるものとして規則で定めるものの額の合計額とする。

3 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が返還することを相当と認めたとときは、その全部又は一部を返還することができる。

5 次条の規定により、同条に規定する指定管理者に精育園等の管理を行わせる場合における前各

項の規定の適用については、第一項及び第二項中「使用料」とあるのは「利用料」と、第三項中「知事」とあるのは「次条に規定する指定管理者」と、「使用料」とあるのは「あらかじめ知事の承認を受けた基準に従い、利用料」と、第四項中「使用料」とあるのは「利用料」と、「知事」とあるのは「次条に規定する指定管理者」とする。

- 6 前項の規定により読み替えて適用される第一項の利用料は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、次条に規定する指定管理者の収入とする。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十一条に規定する社会福祉法人をいう。第七条第一号において同じ。）であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に精育園等の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 知事が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第二条各号に掲げる業務（石川県精育園の指定管理者にあつては、同条第五号に掲げる業務を除く。）
- 二 第三条第五項の規定により読み替えて適用される同条第一項の利用料の徴収に関する業務
- 三 精育園等の施設、設備及び備品（以下「精育園等の施設等」という。）の維持管理及び修繕に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、精育園等の管理に関し、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第六条 第四条の規定による指定を受けようとする者（次条第五号において「申請者」という。）

は、規則で定める申請書に精育園等の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）その他知事が別に定める書類を添えて、知事が定める期間内に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第七条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、精育園等を最も適切に管理できると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 社会福祉法人であつて、県内に事務所を有するものであること。
- 二 事業計画書の内容が、精育園等の平等な利用を確保することができるものであること。
- 三 事業計画書の内容が、精育園等の施設等の適切かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること。
- 四 事業計画書の内容が、精育園等の効用を最大限に発揮できるものであること。
- 五 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の

規模及び能力を有していること。

六 前各号に掲げるもののほか、精育園等の管理が適切に行われるために必要な基準で知事が定めるもの

(指定管理者による管理の基準)

第八条 指定管理者は、障害者自立支援法、児童福祉法その他の関係法令の規定を遵守し、精育園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第九条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、精育園等の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等への措置)

第十条 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により、知事が指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理者の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消し又は停止により指定管理者が行わないこととなった業務は、知事が行うものとする。

2 前項の規定により、知事が第五条第二号に掲げる業務を行う場合における第三条第六項の規定の適用については、同項中「地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、次条に規定する指定管理者」とあるのは、「県」とする。

(損害賠償)

第十一条 知事は、精育園等の施設等を損傷し、又は滅失させた者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する精育園等は、それぞれ第一条の規定により設置された施設として同一性をもって存続するものとする。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十四条とし、第八条から第十条までを三条ずつ繰り下げる。

第七条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（利益の処分）

第七条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十二条第一項の規定による利益の処分（以下「利益の処分」という。）は、次項から第五項までの規定により行わなければならない。

- 2 事業年度末日において企業債（法第三十二条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する場合においては、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。
- 3 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合においては、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てなければならない。
- 4 第二項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合においては、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。
- 5 毎事業年度生じた利益の処分は、前三項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

（積立金の取崩し）

第八条 減債積立金及び利益積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、あらかじめ議会の議決を経た場合を除き、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 利益積立金 欠損金をうめる目的

（資本剰余金）

第九条 毎事業年度生じた資本剰余金については、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その

適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行う固定資産のうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条及び第八条の規定は、平成二十三年度以降の年度に係る決算について適用し、同年度前の年度に係る決算については、なお従前の例による。

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

石川県食品衛生法施行条例(平成十二年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三の第二に次の二号を加える。

三十五 生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く。)であつて、生食用として販売するものをいう。

以下同じ。)の加工を行う飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業

イ 生食用食肉の加工を行う場所は、明確に区分された専用の場所であつて、次に掲げる設備を有すること。

- (1) 生食用食肉の加工に使用する器具を洗浄するための専用の流水式洗浄設備及び当該器具を消毒するための専用の設備
- (2) 手指を洗浄するための消毒液を備えた専用の流水式手洗設備
- (3) 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備(温度を正確に測定することのできる装置を備えているものに限る。)
- (4) 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備

ロ 生食用食肉が接触する設備及び器具は、専用のものとし、イに規定する場所に備えること。

ハ 加熱殺菌後の生食用食肉を常に摂氏四度以下で保存することのできる冷蔵設備(温度を正確に測定することのできる装置を備えているものに限る。)であつて、当該生食用食肉を区分して保存できる構造であるものを備えること。

ニ 生食用食肉を凍結して保存する場合にあつては、ハの冷蔵設備は、摂氏零下十五度以下で保存することのできる冷凍機能を有するものとする。

三六 生食用食肉の調理を行う飲食店営業、食肉処理業及び食肉販売業

イ 生食用食肉の調理を行う場所は、明確に区分された専用の場所であつて、次に掲げる設備を有すること。

- (1) 生食用食肉の調理に使用する器具を洗浄するための専用の流水式洗浄設備及び当該器具を消毒するための専用の設備
- (2) 手指を洗浄するための消毒液を備えた専用の流水式手洗設備

ロ 生食用食肉が接触する設備及び器具は、専用のものとし、イに規定する場所に備えること。

ハ 加熱殺菌後の生食用食肉を常に摂氏四度以下で保存することのできる冷蔵設備（温度を正確に測定することのできる装置を備えているものに限る。）であつて、当該生食用食肉を区分して保存できる構造であるものを備えること。

ニ 生食用食肉を凍結して保存する場合にあつては、ハの冷蔵設備は、摂氏零下十五度以下で保存することのできる冷凍機能を有するものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

石川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

石川県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

石川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成十八年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準に関する」を「要件を定める」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び第二項第三号の規定に基づき、」を「第三条第一項及び第三項に規定する」に、「基準に関し必要な事項」を「要件」に改める。

第二条の見出しを「（認定の要件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三条第一項及び第三項の条例で定める要件は、認定こども園の認定に係る施設が、次の各号のいずれかに掲げる基準並びに次項及び別表に規定する基準に適合することとする。

第二条第一号中「幼保連携型認定こども園 幼稚園」を「幼稚園」に、「をいう」を「であること」に改め、同条第二号中「幼稚園型認定こども園 次」を「次」に、「施設をいう」を「施設であること」に改め、同条第三号中「保育所型認定こども園 児童福祉法」を「児童福祉法」に、「をいう」を「であること」に改め、同条第四号中「地方裁量型認定こども園 児童福祉法」を「児童

福祉法」に、「をいう」を「であること」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別表中「別表（第三条関係）」を「別表（第二条関係）」に改め、同表の第二の三中「保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「第二条第一項第三号に該当する認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）又は同項第四号に該当する認定こども園（以下「地方裁量型認定こども園」という。）」に改め、同表の第二の四中「幼稚園型認定こども園」を「第二条第一項第二号に該当する認定こども園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）」に改め、同表の第二の二中「幼保連携型認定こども園」を「第二条第一項第一号に該当する認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、同表の第七に次のように加える。

九 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和四十二年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十条とし、第四条から第六条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

（利益の処分）

第四条 法第三十二条第二項の規定による利益の処分（以下「利益の処分」という。）は、次項から第五項までの規定により行わなければならない。

2 事業年度末日において企業債（法第二十一条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する場合においては、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二

十分の一に満たない場合にあつては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

- 3 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合においては、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額(当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積み立てなければならない。
- 4 第二項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合においては、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。
- 5 毎事業年度生じた利益の処分は、前三項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

(積立金の取崩し)

第五条 減債積立金及び利益積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、あらかじめ議会の議決を経た場合を除き、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 利益積立金 欠損金をうめる目的

(資本剰余金)

第六条 毎事業年度生じた資本剰余金については、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行う固定資産のうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条及び第五条の規定は、平成二十三年度以降の年度に係る決算について適用し、同年度前の年度に係る決算については、なお従前の例による。

石川県道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

石川県道路占用料条例の一部を改正する条例

石川県道路占用料条例（昭和四十九年石川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表政令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場の項から政令第七条第九号及び第十号に掲げる施設の項までを次のように改める。

政令第七条第六号 に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が一のもの	Aに0.00六を乗じて得た額	Aに0.00八を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに0.00九を乗じて得た額	Aに0.01一を乗じて得た額
		階数が三のもの	Aに0.01一を乗じて得た額	Aに0.01五を乗じて得た額
		階数が四以上のもの	Aに0.01三を乗じて得た額	Aに0.01六を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01八を乗じて得た額	
政令第七条第七号 に掲げる施設	建築物	階数が一のもの	Aに0.00六を乗じて得た額	Aに0.00八を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに0.00九を乗じて得た額	Aに0.01一を乗じて得た額
		階数が三のもの	Aに0.01一を乗じて得た額	Aに0.01五を乗じて得た額
		階数が四以上のもの	Aに0.01三を乗じて得た額	Aに0.01六を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.00六を乗じて得た額	
政令第七条第八号 に掲げる施設及び 自動車駐車場	建築物	階数が一のもの	Aに0.00六を乗じて得た額	Aに0.00八を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに0.00九を乗じて得た額	Aに0.01一を乗じて得た額
		階数が三のもの	Aに0.01一を乗じて得た額	Aに0.01五を乗じて得た額
		階数が四以上のもの	Aに0.01三を乗じて得た額	Aに0.01六を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.00六を乗じて得た額	
政令第七条第九号 に掲げる応急仮設 建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が一のもの	Aに0.00六を乗じて得た額	Aに0.00八を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに0.00九を乗じて得た額	Aに0.01一を乗じて得た額
		階数が三のもの	Aに0.01一を乗じて得た額	Aに0.01五を乗じて得た額
		階数が四以上のもの	Aに0.01三を乗じて得た額	Aに0.01六を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.00六を乗じて得た額	

占用面積一平方メートルにつき一年

	そ の 他 の も の		A に 〇 ・ 〇 一 八 を 乗 じ て 得 た 額
	政 令 第 七 条 第 十 号 に 掲 げ る 器 具		A に 〇 ・ 〇 一 八 を 乗 じ て 得 た 額
政 令 第 七 条 第 十 一 号 に 掲 げ る 施 設	上 空 、 ト ン ネ ル の 上 又 は 高 速 自 動 車 国 道 若 し く は 自 動 車 専 用 道 路 (高 架 道 路 の 一 部 に 限 る 。) の 踏 面 下 に 設 け る も の	階 数 が 一 の も の	A に 〇 ・ 〇 〇 六 を 乗 じ て 得 た 額
		階 数 が 二 の も の	A に 〇 ・ 〇 〇 八 を 乗 じ て 得 た 額
		階 数 が 三 の も の	A に 〇 ・ 〇 〇 九 を 乗 じ て 得 た 額
		階 数 が 四 以 上 の も の	A に 〇 ・ 〇 一 一 を 乗 じ て 得 た 額
	そ の 他 の も の		A に 〇 ・ 〇 一 一 を 乗 じ て 得 た 額
			A に 〇 ・ 〇 一 三 を 乗 じ て 得 た 額
			A に 〇 ・ 〇 一 五 を 乗 じ て 得 た 額
			A に 〇 ・ 〇 一 六 を 乗 じ て 得 た 額
			A に 〇 ・ 〇 一 八 を 乗 じ て 得 た 額

別表備考第七号中「第七条第九号及び第十号」を「第七条第六号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十号

石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例（昭和五十年石川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十条とし、第四条から第六条までを三条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の三条を加える。

（利益の処分）

第四条 法第三十二条第二項の規定による利益の処分（以下「利益の処分」という。）は、次項から第五項までの規定により行わなければならない。

2 事業年度末日において企業債（法第二十二條に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する場合においては、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

- 3 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合においては、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てなければならない。
- 4 第二項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合においては、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。
- 5 毎事業年度生じた利益の処分は、前三項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。

（積立金の取崩し）

第五条 減債積立金及び利益積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、あらかじめ議会の議決を経た場合を除き、当該各号に定める目的以外の用途に使用することができない。

- 一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- 二 利益積立金 欠損金をうめる目的

（資本剰余金）

第六条 毎事業年度生じた資本剰余金については、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行う固定資産のうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第四条及び第五条の規定は、平成二十三年度以降の年度に係る決算について適用し、同年度前の年度に係る決算については、なお従前の例による。

金沢西部地区における土地区画整理事業の完了に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

金沢西部地区における土地区画整理事業の完了に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県特別会計条例の一部改正)

第一条 石川県特別会計条例(昭和三十九年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

本則中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

(金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業の施行に関する条例の廃止)

第二条 金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和六十二年石川県条例第十七号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(石川県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の石川県特別会計条例本則第九号に規定する石川県金沢西部地区土地区画整理特別会計(次項において「旧土地区画整理特別会計」という。)の平成二十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行の際、旧土地区画整理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業の施行に関する条例の廃止に伴う経過措置)

5 第二条の規定による廃止前の金沢都市計画事業金沢西部地区土地区画整理事業の施行に関する条例第七章の規定により徴収する清算金であつて、同条の規定の施行前にその納付の通知がされ、その納付期限までに完納されていないものについては、同章の規定は、同条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十二号

石川県県営住宅条例の一部を改正する条例

石川県県営住宅条例(昭和三十四年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第十四条第三項に規定する条例が制定施行されるまでの間における同項の規定によりなお従前の例によることとされる県営住宅の入居者の資格についての第六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「政令」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成二十三年政令第四百二十四号)第一条の規定による改正前の政令(以下この条において「旧政令」という。)」と、同条第二号中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

石川県建築基準条例の一部を改正する条例

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

建築主事を置く市町が、法第四十条、第四十三条第二項及び第五十六条の二第一項の規定による条例を定めたときは、当該市町の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。

第十八条第一項の表準工業地域の項及び同条第二項を削る。

第十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十九条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十四号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例（昭和二十九年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百七十八人」を「百七十九人」に、「五百三十七人」を「五百四十人」に、「五百五十五人」を「五百五十九人」に、「五百七十二人」を「五百七十六人」に、「三百八十五人」を「三百七十九人」に、「二千三百十五人」を「二千三百二十一」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十五号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七の項IIイ(1)中「千八百五十円」を「千六百元」に改め、同項IIイ(2)中「二千円」を「千九百元」に改め、同項IIイ(3)中「四千九百五十円」を「四千六百元」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に改め、同項IIロ(1)中「二千五百円」を「千八百円」に改め、同項IIロ(2)中「二千五百円」を「千九百元」に改め、同項IIロ(3)中「二千四百円」を「二千二百円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同項IIハ(1)を次のように改める。

- (1) 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百五十円

別表七の項IIハ(2)中「二千九百五十円」を「三千五百円」に改め、同項IIハ(2)を同項IIハ(3)とし、同項IIハ(1)の次に次のように加える。

- (2) 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九百元

別表七の項IIニ(1)中「二千五百円」を「千九百元」に改め、同項IIニ(2)中「千六百五十円」を「千五百円」に改め、同項IIホ(1)を次のように改める。

- (1) 法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千七百五十円

別表七の項IIホ(2)中「四千五百円」を「四千六百元」に、「七千七百円」を「七千六百五十円」に改め、同項IIホ(2)を同項IIホ(3)とし、同項IIホ(1)の次に次のように加える。

(2) 法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千九
百円

別表七の項11へ(1)中「二千円」を「千七百円」に改め、同項11へ(2)中「千六百五十円」を「千五百五十円」に改め、同項11へ(3)中「三千百円」を「三千円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項12イ中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に改め、同項12ロ中「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同項13イ中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に改め、同項13ロ中「千九百円」を「千七百円」に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に改め、同項13ハ中「千百五十円」を「千円」に改め、同項14イ中「二千百円」を「二千五十円」に改め、同項14ロ中「千二百円」を「千円」に改め、同項15イ中「三千六百五十円」を「三千六百円」に改め、同項15ロ中「千二百円」を「千百円」に改め、同項16中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同項17中「六百円」を「五百五十円」に改め、同項19中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千百円」に改め、同項21イ中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に改め、同項21ロ中「二万五百円」を「一万九千六百五十円」に改め、同項21ハ中「一万四千百円」を「一万四千五百円」に改め、同項21ニ中「二万二千四百五十円」を「二万八千五百五十円」に改め、同項23イ中「一万五千六百五十円」を「一万五千元」に改め、同項23ロ中「一万二千百五十円」を「一万八千八百円」に改め、同項23ハ中「九千五百円」を「九千四百五十円」に改め、同項23ニ中「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同項中28を29とし、27を28とし、同項26ロ中「二千六百円」を「二千四百五十円」に改め、同項26ハ中「二千三百円」を「二千二百円」に改め、同項26ホ(1)中「四千二百円」を「四千五百五十円」に改め、同項26ホ(2)中「四千百円」を「四十五円」に改め、同項26ヘ中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項26チ中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同項26リ中「七百五十円」を「六百五十円」に改め、同項26ヌ(1)中「二千百五十円」を「二千百円」に改め、同項26ヌ(2)中「二千八百円」を「二千七百五十円」に改め、同項26ヌ(3)中「二千七百円」を「二千六百円」に改め、同項26ヌ(4)中「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に改め、同項26ル(1)中「七百円」を「六百円」に改め、同項26ル(2)中「千五十円」を「九百五十円」に改め、同項26ル(3)中「千七百円」を「千五百円」に、「千五十円」を「九百五十円」に改め、同項26リ中「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に改め、同項26カ(1)中「千七百円」を「千五百円」に改め、同項26を同項27とし、同項25中「二千六百五十円」を「二千四百円」に改め、同項中25を26とし、24の次に次のように加える。

25 法第百四条の四第七項の規定により定められた道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書 再交付手数料	千円	
---	-------------------	----	--

別表付表一の一の項 2 中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に改め、同項 3 中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同項 4 中「四千六百元」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項 1 中「七千五十円」を「七千円」に改め、同項 2 中「六千七百五十円」を「六千四百円」に改め、同項 3 中「二千二百五十円」を「二千二百円」に改め、同項 4 中「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同表三の項 1 中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同項 2 中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同項 3 中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表四の項 1 中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同項 2 中「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同項 3 中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表五の項 1 中「二千二百円」を「二千二百五十円」に改め、同項 2 中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同項 3 中「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表六の項 1 中「二千二百円」を「千八百五十円」に改め、同項 2 中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同項 3 中「二千円」を「二千四百五十円」に改め、同項 4 中「三千二百円」を「三千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表備考一中「三千七百五十円」を「二千九百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「三千二百五十円」を「三千五十円」に改め、同表備考二中「三百円を、普通自動車免許」を「三百五十円を、普通自動車免許」に、「三百円を、特定第一種運転免許」を「二百円を、特定第一種運転免許」に、「三百円を減ずる」を「三百五十円を減ずる」に改める。

別表付表二の一の項 1 中「四千四百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項 2 中「四千円」を「三千七百五十円」に改め、同項 3 中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同項 4 中「四千八百円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項 1 中「千三百円」を「千四百五十円」に改め、同項 2 中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項 3 中「千三百円」を「千五百円」に改め、同項 4 中「二千円」を「千九百円」に改め、同表三の項 1 中「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同項 2 中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項 3 中「千二百五十円」を「千五百五十円」に改め、同表四の項 2 中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同表五の項 2 中「千二百五十円」を「千二百円」に改め、同表六の項 1 中「千四百円」を「千三百五十円」に改め、同項 2 中「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同表備考一中「三千四百五十円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」

を「千五百円」に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に改め、同表備考二中「百五十円」を「百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県警察の警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県警察の警察署協議会条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署協議会条例(平成十三年石川県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第二項に見出しとして「(委員の任期の特例)」を付し、附則に次の一項を加える。

(委員の定数の特例)

- 3 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「十五人」とあるのは、「二十一人」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例(平成二十一年石川県条例第三十九号。以下「平成二十一年改正条例」という。)による改正前の石川県警察の警察署設置条例(昭和二十九年石川県条例第四十二号)別表に規定する警察署に置かれた協議会で次の各号に掲げるもの(以下これらを「旧協議会」という。)の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、それぞれ、平成二十一年改正条例による改正後の石川県警察の警察署設置条例別表に規定する警察署に置く協議会で当該各号に掲げるものの委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、石川県警察の警察署協議会条例第三条第二項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 一 松任警察署協議会及び鶴来警察署協議会 白山警察署協議会
二 穴水警察署協議会及び輪島警察署協議会 輪島警察署協議会
三 能登警察署協議会及び珠洲警察署協議会 珠洲警察署協議会

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 二 十 七 号

石川 県 教 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石川 県 教 職 員 定 数 条 例 (昭 和 四 十 四 年 石 川 県 条 例 第 十 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 二 条 第 一 項 第 一 号 中 「 二 千 九 百 一 人 」 を 「 二 千 八 百 八 十 五 人 」 に 改 め、 同 項 第 二 号 中 「 三 百 九 十 一 人 」 を 「 三 百 七 十 四 人 」 に 改 め、 同 条 第 二 項 第 一 号 中 「 六 千 四 百 十 七 人 」 を 「 六 千 四 百 三 人 」 に 改 め、 同 項 第 二 号 中 「 三 百 三 十 六 人 」 を 「 三 百 三 十 四 人 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は、 平 成 二 十 四 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

石川 県 立 図 書 館 協 議 会 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 四 年 三 月 二 十 六 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 二 十 八 号

石川 県 立 図 書 館 協 議 会 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石川 県 立 図 書 館 協 議 会 に 関 す る 条 例 (昭 和 二 十 五 年 石 川 県 条 例 第 三 十 五 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 三 条 中 「 法 第 十 五 条 に 規 定 す る 者 」 を 「 学 校 教 育 及 び 社 会 教 育 の 関 係 者、 家 庭 教 育 の 向 上 に 資 す る 活 動 を 行 う 者 並 び に 学 識 経 験 の あ る 者 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は、 平 成 二 十 四 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。